

和歌山県警察情報セキュリティに関する規程

(最終改正：令和6年8月8日 和歌山県警察本部訓令第21号)

和歌山県警察情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

和歌山県警察情報セキュリティに関する規程

和歌山県警察情報セキュリティに関する規程（平成18年和歌山県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって和歌山県警察（以下「県警察」という。）における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 県警察における情報セキュリティに関する令達文書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 機密性

情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。

(2) 完全性

情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

(3) 可用性

情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

(5) 警察情報システム

県警察が設置する情報システム、警察庁が県警察に設置する情報システム及び警察庁が設置する情報システムであって県警察と接続されているものをいう。

(6) 管理対象情報

次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって和歌山県警察職員（以下「警察職員」という。）が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第3条 県警察に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を総括するとともに、当該事項に関する指導の事務を行う。

(情報セキュリティ委員会)

第4条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、県警察に和歌山県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（管理対象情報の分類及び対策の基準）

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、情報セキュリティ管理者が、委員会の審議を経て定めるものとする。

（警察職員の責務）

第6条 警察職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

（監査）

第7条 県警察に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（細目的事項の委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。